

平成20年度 第3回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年6月20日(金) 午後1時30分から5時00分まで

2 場 所

ホテルプラザ菜の花 4階会議室「楨」

3 出席者

委 員：瀧委員長、

岡本委員、鈴木委員、石黒委員、佐倉委員、野村委員、柳澤委員、寺田委員、  
宮脇(勝)委員、宮脇(健)委員、内山委員、柳委員

事務局：環境生活部 市原部長、井原次長

環境政策課：庄司課長、矢沢室長、山本主幹、道上主幹、深澤主査、  
新井主査、三田副主査、坂元副主査

傍聴者：10名

4 事 案

(1) 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書について(答申案検討)

(2) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について

( 諮問及び事業者説明)

(3) その他

5 議事の概要

(1) 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書について(答申案検討)  
別紙1のとおり

(2) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について(諮問及び  
事業者説明)

別紙2のとおり

(3) その他

事務連絡

【資 料】

1 会議次第

2 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見(答申案)  
(資料1-1)

3 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価の手續経緯等(資料1-2)

4 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書の検討結果案(資料1-3)

5 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書の関係市長意見の概要  
(資料1-4)

6 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書に係る当委員会の会議録  
(資料1-5)

7 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価の手續経緯等(資料2)

8 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書の諮問書(写し)  
(資料3)

【別紙 1】

君津共同発電所 6 号機増設計画に係る環境影響評価方法書について

( 1 ) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行

( 2 ) 事務局説明 当該事案に係る手続き経緯、検討結果(案)、関係市長意見、答申(案)等について、資料により説明

( 3 ) 質疑等

委 員： 景観に係わる事項で、16 地点中 3 地点と説明があり、4-48 ページに 4 地点あるが、これが事業者が出してきた地点と理解してよいか、これが適切な場所であるかどうかについて指示するのか。

事 務 局： 4-48 ページは「君津 5 号機評価書」のもので、10 年程前の評価書ではここを現地調査位置とした。

4-34 ページの 4 番の「調査地点」では「主要な眺望点のうち中の島大橋、港南台、TEPCO 新エネルギーパークの 3 地点とする。」、その図面が 3-85 ページの第 3-21 図に概ね 5 km 以内の眺望点として 16 地点あると示されているが、その中から 3 地点を調査予測地点とすると書いてある。

16 地点あるのであれば、決められている所用の調査、踏査や写真撮影等そういう情報を整理した上で適切に調査、予測地点を選定すべきという主旨である。

委 員： 眺望地点として干潟のところ、例えば、潮干狩り、すだて等の海上の観光リクリエーション、3-85 ページの のところだが、一般の方が滞在して見られるような角度からみた方が、公共性があるのではないか、3 地点が本当にいいのかという議論をする際に加味すべきではと思う。

事 務 局： 事業者を指導する際に、今の意見を踏まえて伝える。

委 員： 君津市長意見の中で、「高炉の改修があり、改修後は副生ガスの増大が見込まれることから」とある。方法書 2-1 ページには、「旺盛な鉄鋼需要に対応するための出銑増を予定しており、副生ガスである高炉ガスの発生も大幅に増加することが見込まれている。」となっていて、高炉ガスの発生源の状況についての記述がない。今のままであれば、単に副生ガスの量が増えるだけで成分組成等の変化がないとみて検討してきた。

高炉の改修があることで、発生量の変化についても調査の必要があると思うが、方法書の中では、環境濃度と気象条件の調査だけで、発生量についての調査がまったく欠落している。

これは指導ではなく答申の中で、気象条件のみではなく、発生源の条件についても適切であるかどうかの検討が必要である。具体的には 6 号機で使われる燃料の成分組成、硫黄酸化物、粉じんが出る可能性があるかどうか含めて発生源の排出諸元の調査をもう一度組み入れる必要がある。

委 員 長： 君津市長からの意見は、事務局の方で確認をしているか。

事 務 局： 2-1 ページでは高炉の改修が平成 22 年度に予定があり、「高炉の巻き替え」と言って煉瓦の張替えがある。技術の進展によって煉瓦が薄くできるため内容積が増え、高炉の全体の大きさは変わらないが能力は増えると理解している。

方法書では「改修を予定している。それを機会に旺盛な鉄鋼需要に対する出銑増があるので、副生ガスの発生量が増える。それを使って発電する」という内容となっている。君津市の意見の「その他」だが、「高炉の改修があり、改修後は副生ガスの増量が見込まれること」から、君津市も同様な理解をしてい

ると考えている。

発生源の条件の調査だが、今想定している現状の副生ガスの成分は、2-14 ページ第 2-3 表(2)に示されており、その表の注のところに、このデータが平成 5 年～平成 9 年の年平均値とされている。

資料 1-3 検討結果(案)の 3 ページの(10)で、答申ではないが指導ということで説明をした。特に短期高濃度の予測をする場合、燃料の種類ごとの使用量と成分の変動について、データが古いこと、変動があれば悪い条件を設定して適切な発生源条件を設定すべきである。成分に関しては、この部分で指導として入れている。

委員： 改修後は、成分組成的にも環境負荷が小さくなる方向で変化していく可能性もある。その辺も含めてやはり年次が変わっていることと高濃度時の汚染も検討していくということもあるので、5号機の予測に使った数字が妥当であるかどうか。

5号機の予測の準備書に書いてある排出諸元のデータが5号機の完成時、前回の準備書のとおりであったかどうかを含めて、今回の計算に使用する発生源の排出諸元として考慮する必要がある。もし環境の改善効果があって成分的にもクリーンな状況とすれば、そのことも含めて書いておいた方がよい。

指導で行った場合も準備書できちんと反映されていれば良いが、いままでの準備書を見ても指導の内容がどういうふうに反映されたかは準備書を見ても殆ど判らないよう形になっている。そのことも含めてきちんと対応するのであれば、指導でかまわないと思うが、その際は準備書の中にこういう指導を受けて、こういうデータをとります、その結果こうでしたということが明確に判るような準備書を作ってもらいたいと思う。

事務局： 制度的には、今回のケースは電気事業法が絡んでいるので、答申いただいたものを知事意見とし、知事意見は直接事業者には行かず、経済産業大臣経由で事業者へ勧告という形で行く。その際には知事意見が添付されるため最終的には同じものが事業者に行く。

制度的には、知事意見等についての見解を準備書の中を書くことになるが、そこから先、指導として知事意見に含めなかったものについて、準備書の中の見解の欄に知事意見に続けて書くというのは難しい。

事業者の対応として資料編で、千葉県環境生活部長から意見が出ており、それについてはこういう対応をした、というように記載してもらいたいというのが限界だが、それが実現するか否かは、事業者と協議しなければ判らない。

委員長： 答申に反映するのか、指導で対応するのか。

事務局： 答申に入れるとすれば、資料 1-1「2 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項」で、アの項目は予測に使う気象条件について記載しているので、この後に発生源条件として、もう一つ項目として追加することになると思う。

委員： 事務局は主旨を理解しているようなので、後で委員長と相談して決めていただければ十分と思う。

委員長： では他に、大気質について、気象も含めてどうか。

委員： その他の項目については、君津市長意見の中で、「他市に比較して、周辺環境濃度について一般的に高い」との危惧について述べられているが、当該施設の予測に関しては、今回の指摘事項、指導事項はほぼ適切である。

委員長： 水質、底質はどうか。

委員： このままでよい。

委員長： 騒音、悪臭はどうか。

委員： 悪臭が特に発生する事業ではないため、ここままでよい。騒音についても適切に述べられている。

委員長： 地形はどうか。

委員： このままでよい。

委員長： 植物・動物はどうか。

委員： 適切である。

委員長： 鳥類はどうか。

委員： これでよろしい。

委員長： 生態系はどうか。

委員： これでよい。

委員長： 景観はどうか。

委員： 答申とすればこれでよい。

委員長： 触れ合いについてどうか。

委員： 特にありません。

委員長： 廃棄物についてどうか。

委員： これでよい。

委員長： 都市計画、公衆衛生についてどうか。

委員： 特に無い。

委員長： 法的についてどうか。

委員： 法的なものは、この件に関して特段ないが、答申案を作るときに答申の前文に書かれることが、どれだけ準備書に反映されるのか。

この答申案の頭書き、例えば当該事業云々のところで、「事業の背景・経緯・必要性を明らかにした上で、実効可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討」しろということだが、これをどれだけ準備書で意見を生かすことができるのか。というのは、ただ頭書きのところでそう考えているのだなということが判るだけで、事業者にとって判り難いのではないか。

個別の項目については、個々に書かれているので十分配慮して準備書を作られると思うが、この頭書きのところを事業者はどのように受け取ったらよいのか。この書きぶりでは判らないのではないか。また、この前文に置かなければいけない計画そのものの内容について、答申を作られるときにどのような位置づけにして書かれるのか。おそらく事務局が苦慮した結果、ここに置かれたものと思う。その点は、具体的な解決策はないが、計画諸元全般に係わることを答申として方法書に関して述べるのかというところは検討する余地があると思う。

事務局： 答申案の形態は、実は昔からこういう形をとっている。上の4行は決まり文句、その後のフレーズは事業や地域特性を踏まえ、特に注意していただきたい点等を各事業ごとに述べている。今回はこのような内容になっているが、最終的に知事意見と同じ形になる。これを事業者に伝えた後、準備書になるときに前文についても見解を求めている。大きな言い方になっているが、それについては例えば、第 章で詳細に記載しているとか、できる限り回避低減についてはこういう項目を検討して詳細は に記載してあるという見解を求めている。

だからこの形で良いということではなく、いままでのやり方の説明である。

委員： これまでの経緯は、そういうやり方をやってきたということだが、私は他の自治体のものも関与しており、答申案はそれぞれの自治体のやり方があると思うが、事業者にわかりやすいやり方も審議会として考えなければいけないと思う。

例えば、「記」のところに「環境影響評価の項目にかかわる事項」があるが、その頭出しのところで、「計画に関する事項」とか、そのような事項に意見として出てきたものを反映させるやり方もあると思うので、これは、今後検討していただければと思う。

委員 長： 今後の検討ということで。

事務局： 検討させていただく。

委員： 私の見解だが、前文というのは事業者に対する戒めのような位置付けにあると思うが、それとは別に私達の環境影響評価委員会もちゃんとそこまで審議したという証でもあるという面もあり、両面の性格を持っていると私は理解をしている。前文の使われ方というのはご意見のとおりだが、一方的に事業者に対する姿勢だけではないという面があるということだけは付け加えたいと思う。

委員 長： 先程の委員の指摘について、事務局を含めて検討したいので休憩とする。

#### 休憩

委員 長： それでは再開する。「君津共同発電所 6 号機増設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見」の答申だが、原案どおりとしたいと思う。前文については、いままでの経緯を含め、より良い文章構成について今後検討していく。発生源諸元の事項については、準備書に反映されるよう事務局は良く指導をすること。これらを含めて答申としたいが如何か。

委員： (異議なし)

委員 長： では答申(案)を答申とする。

## 【別紙 2】

### 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 事業者説明 事業者配布資料に基づき内容を説明

(2) 質疑等

委員： 搬入される廃棄物の分析で、BOD、COD、ふっ素、ほう素などの項目を追加しているが、通常の基準項目では数値の基準があるが、数値のない項目についてはどのように判断するのか。それにより判断した結果、受け入れないということがあるのかどうか。

事業者： それらの項目については方針として掲げており、具体的な数値で管理しているわけではない。現在、データを蓄積しているところなので、その中で試行錯誤しており、実際の増設事業までにはまとめていきたいので、できればいろいろ御指導いただきたいと思っている。

委員： 対象事業の目的に「処分場運営管理情報開示を積極的に行い」とあるが、情報開示の内容はどのようなものか。例えば、浸出水の濃度と放流水の濃度を毎日出しているなど、どの程度のことを積極的と言っているのか。

それから、記録的な豪雨が増えてきており、そのような状況にも対応できる処分場としたいということだが、先ほどの説明で「防災調整池」という言葉が出てきた。図面では「雨水調整池」となっているが、同じものなのか。

また、その調整池は、時間降水量をどのくらいで設定しているのか。先ほどの説明では、70mm を超えたことがあるということだが、この2, 3年で100mm を超えたことはいくらかでもあるので、万が一100mm を超えるような時間降水量が来たときのシミュレーションは出来ているのか。

事業者： 情報開示については、主に水質について行っている。処分場入口にモニタリング井戸のpHと電気伝導度をリアルタイムで表示している。ホームページでも同じものを毎日更新して掲載している。また、ホームページでは月1回、放流水の42項目の分析結果を載せている。

降水量については2つ考えており、1つは時間降水量であるが、これが70~100mm になると、法面の崩壊等、色々な問題が出てくる。小堰堤が一番心配があるので、新たに小段排水を取って、まとめて流さないようにしている。もう一つは総降水量で、埋立地内に降った降雨はすべて処理施設に入るなので、今回記録された2,770mm という総降水量への対応を考えた。

委員： 調整池で計画した降水量は何mmか聞きたい。

事業者： 用語の統一が図られていなくて申し訳ないが、「防災調整池」と「雨水調整池」は同じものである。降雨強度についてだが、既存施設は30年確率で設計されているが、近年の豪雨から、増設に当たっては50年確率で見直しており、時

間降水量約 123mm に該当する。

委員： 水質についてだが、「管理目標値」として、例えば塩化物 3,500mg/L 以下としているが、予測地点 1 においては「整合を図るべき基準」として 500～700mg/L としている。意味の違いはなにか。

事業者： 「維持管理目標値」は排水基準をさらに厳しくした排水濃度である。「整合を図るべき基準」とは、環境基準のような河川の濃度である。したがって、一致することはなく、目標値のほうが高くなる。目標値は、環境基準や農業用水の基準を基に設定している。

委員： 環境の観点から考えると、整合を図るべき基準の 500～700mg/L という低い数値を管理目標とすることはできないのか。

事業者： 500～700mg/L という値は水稻における基準のようなものであるが、調査地点 2' のところに水田があり、その地点でその基準を満足するような排水濃度を管理目標値として設定したものである。

委員： 次回、あらためて質問するが、3,500mg/L と 500～700mg/L という、この差が大丈夫なのかという疑念は否めない。

水質の予測評価の中で「環境は元に戻る」という表現があるが、要約書 29 ページ、「表 4-2.7 予測地点 1 の評価結果」で、BOD は改善される、T-N も改善される、しかし、生分解性の難しい塩化物イオンは増加する。ふっ素、ほう素、亜鉛も高くなる。この表を見ると、水質に関しては環境が元に戻るということはないと判断される。

それから、塩化物イオンの影響をどのように考えているのか。ホトケドジョウやサワガニが予測地点 1 にもいるということだが、塩化物イオンの影響は今後どうなっていくのか。分解できないものなので蓄積されていく可能性が非常に高いが、水質中の塩化物イオンの収支がどうなっているかわからないが、底質ではあまり変動がないので、データの信頼性がどうかということもある。低減策として受入廃棄物を制限するということが、水処理の中で塩化物イオンの処理がどうなっているのか。具体的な処理施設としてどういうものがあるのかということを経験的に考えないと、高濃度で出て行ってしまいうだろう。

予測評価について、水の場合は特に処理水と底質の関係、収支がどうなっているのかということも併せて評価していただきたい。

事業者： 将来的に戻るのかということだが、29 ページの表は埋立中の予測値をあげている。埋立が終わると水処理をしながら影響がなくなるまで下げていくことになる。埋立中で濃度が上がる項目がいくつかあるが、処分場が最上流に位置し、排水量がほぼそのまま河川水量になっており、そのため敷地境界に近い予測地点では、排水濃度を下げても整合を図るべき基準を超えてしまうものがある。ふっ素・ほう素については処理が難しいので、受入制限で対応するしかないと考え、現在分析を行っているところである。

河川水質と底質の関係については検討したい。

塩化物イオンについてだが、配付した資料に搬入量と塩化物イオンの関係を示したグラフがある。燃え殻・ばいじんの搬入量の0.8%を塩素量と想定して、塩化物イオンとの関係を見ると、同じような傾向になるので、おそらく蓄積されずに溶出しているのではないかと考えている。文献を調べると、溶出されるものと溶出しないものがあるということだが、搬入物に含まれる塩化物は、分子量が小さいため全部溶出しているのではないか。まだ、はっきりとはしないので、これを引き続き調べていく必要がある。調査を継続して、蓄積されるようであれば搬入制限だけでは調整できない可能性もあるので、そういう場合は脱塩施設も考えないといけないと思っている。魚への影響については5,000mg/L ぐらいまでは大丈夫、ということが埼玉の高速鉄道に関する文献にあったが、そのあたりも踏まえて、調査を継続していきたい。T-N、T-P、BODなども調査しているが、関連がはっきりしないものもあるので、やはり継続して調査する必要があると考えている。

委員： 要約書12ページで水文環境については選定されていないが、排水の項の説明で「浸出水は浸出水処理施設により処置した後、河川に排水することにより、地下水水質への影響は極めて小さいため、項目として選定しない」としているが、実際には処理水の濃度自体が高くなっており、予測地点1で超えている項目があるという説明であった。水文環境として、地下水及び地下水以外の周りに与える影響について、評価しないのはおかしい。地下水について、モニタリング井戸で監視しているということだが、今まで監視してきたこれからも監視していくというのに、なぜ評価しないのか。

モニタリング井戸の水質が準備書3-29ページに出ているが、例えば電気伝導度を見ると、4つの観測井で値が異なっている。観測井の構造を示してほしい。

配付資料の対策5だが、埋立後20年モニタリングするとあるが、100年はやって欲しい。保険があるから大丈夫ということだが、きちんとしたことを継続して欲しい。モニタリング計画についてはあまり示されていないが、もう少しきちんとした管理計画、モニタリング計画を示して欲しい。

事業者： 次回までに整理して回答したい。また、20年というのは目安であり、水質が改善されるまでは何年でもやらなければならないものである。

委員： 久留里地区のまちづくりの手伝いをしているが、地域の方々は地下水を大事にされていて、久留里の名水は平成の名水百選にも入っており、酒造りや地下水について地元から心配する声が聞かれる。安全面について、遮水シートは半永久的に遮水機能を持つと書かれているが、そういう物質が本当にあるのか。また、破れても自己修復機能を持っているとのことだが、自己修復機能は永久的に機能するものなのか。

事業者： 耐用年数については、半永久的としか聞いていない。紫外線などに弱いので、遮光シートをかぶせてある。遮水シートが破れるとすると、埋立の一番最初だと考えられる。ある程度埋立が進めば、破れることはほとんどないと考えられ



る。破れたら自己修復シート、それが効かなければ掘って修復することになる。

委員： メーカー側が、この合成ゴムが半永久的に持つと保証しているのか。

事業者： そのとおり。全国でそれを使っている。

委員： 自己修復シートについてはどうか。

事業者： 自己修復シートについても、半永久と聞いている。

委員： メーカーが責任を持つということか。

事業者： もし、漏れた場合は分かるので、掘って修復することになる。

委員： 次に、耐震性能であるが、岩手や中越のように昨今の山間部の大型地震では想定以上の被害を受けているのが現状であるが、耐震性能は計算されているのか。傾斜などについて、どのような耐震対策が取られているのか。

事業者： 計算するに当たって、搬入廃棄物にどの特性値を使うかがはっきりしない。実際に埋め立てたところを見ると、土より軽く、繊維質で固まっており、掘るのも大変だと思われる。おそらく周辺の山が崩れても廃棄物のところは崩れないのではないかと。廃棄物の中の水位を常に下げることが肝心だと思われる。浸出水が抜けていれば、万が一壊れても漏れることはほとんどない。

委員長： 耐震計算は震度いくつで計算されているか。

事業者： 耐震設計に際して、震度いくつで計算するというような文献がないと思うので、非常に答えにくい内容であるが、基本的に現在の耐震設計基準は、先の阪神・淡路大震災の結果を踏まえて見直された設計基準に基づいて耐震設計をしている。そうはいつても震度7というのは、すべて破壊された状態を結果論としていうものと理解している。今回の岩手宮城の地震についても、地震のエネルギーとしては阪神・淡路と同程度と言われているので、設計基準の面からは基本的にはクリアできると考えている。基準を守った設計にはなっているが、それ以上のものについては、現在の耐震設計で求められていない。

それから、廃棄物層については土のようにきちんとした定数がとらえにくい点があるが、結果的にごみ自体が持っている絡み合う構造が揺れには強いというのが、現場の専門家の解釈としてであると聞いている。トータルでは強い構造であると考えている。阪神大震災の時に、処分場がどうだったのかということヒアリングしたところ、外側の法面ができていない部分など部分的な崩壊はあちこちあったようだが、埋立地本体に係る事故例については聞こえてこなかった。つぶさに見て歩いたわけではないが、新潟地震の時もヒアリングの結果としては、そのような話を聞いたことはなかった。基本的な耐震設計は、あえて言うならば、旧基準が震度5対応ということなので、それよりもう一段上、言い切れないが震度6程度の耐震設計なのではないか。

委員： 耐震性能を説明するためには、ごみと土と違うので、実際どういうすべりをするのか、計算する根拠が数字で表されると思うが、そういうものはあるか。

事業者： 準備書にも一部示している。廃棄物の層と土質の層、形としてすべてあらわしてそれぞれに定数を与えて円弧滑りの計算をしている。その結果で確認して

いる。

委員： 第三者の専門家が見てチェックできるようになっていけばよいと思うが、それほど強い構造体ではないと見受けられるので、万が一破れた場合の対策も必要ではないか。

事業者： 剛体については揺れる力に抵抗しようとするので、実際大きな力がかかって破壊されるケースも出てくると思うが、土質構造は一緒に動いたりする面もあるので、今回のような災害でよく言われるのが、地下水など水の影響が一緒になったときにすべて、災害が発生するケースがほとんどではないかと思う。基本的に埋立地は遮水構造を持っているので、表面からの浸透は止められる。今回の場所では、過去の調査結果からも地下水面を持たないことが明らかになっており、今回の調査においても、部分的には宙水的な地下水があるようだが、広く分布するような状況にはないという結果も得ている。岩手宮城の災害の土質的な中心をなしているのがもろい凝灰岩、火山灰が中心となった土質ということがあったと思うが、土質の状況も今回の場所とは相違する部分はある。トータルとして、耐震性能は設計基準としては守られていると考えている。

委員： 耐震性能の説明は、準備書のどこにあるか。

事業者： 8-7で地形・地質について整理しているが、その中の8-7-24ページに土地の安定性について計算結果等の資料を示している。

委員： 次に、センサーの位置についてだが、模式図では平面部分にセンサーが入っているが、斜面には入っていないのか。

事業者： 既存施設同様、斜面部も含め遮水構造がある部分は全体を網羅している。電極のピッチによって性能が変わると言われているが、既施設について公的な立会試験があったが、数十センチのオーダーで検知点がパソコン上に表示され誤差がかなり少ない結果が得られているので、ほぼピンポイントで特定できるシステムを導入していると言える。

委員： センサーは半永久的に機能するのか。

事業者： 明確に何年かを示せばより安心していただけるのだろうが、基本的には劣化がどれくらい進むかということにかかっていると思う。紫外線劣化により相当影響を受けるということは実験でも分かっており、そのため遮光性のマットで保護するなど劣化を防ぐ工法を併用しているので、材質が半永久的に維持されるというのが材料メーカーの見解だと思う。オンヤードで20～30年放置した物があり、それで試験するとまだ強度が保たれているとか、そういう実験はメーカーで逐次積み上げていると思うが、こういう材質の物が実際にオンヤードで使い始められたのが、昭和51年に県内で使われたのが初めてだと思うが、それからまだ30年の経過なので、それ以上のものについては予測でしかない。50年保つとも100年保つとも、試験室の中では換算値としてそれ以上保つだろうと言われているが、絶対的なものとして何年保つとは言い切れない。劣化を防ぐ限りは相当長期に渡って維持できる材料、こういうものは分解しにくいとも

言われているので、相当保つ材質であるとは言える。

委員： しかし、100年、200年、300年という保証はできないと思う。

事業者： 水は50年、ガスは100年と言われているが、戻るのは有限であると理解している。しかしながら、管理は無限である、ということがこの施設の捉え方と思っている。

委員： 景観についてだが、ここは自然公園や自然環境保全地域に隣接している地域であり、林道のすぐ隣で山盛りにするような計画であるが、通常人が景観上、圧迫感を感じる角度は4.42°と非常に浅い角度である。ここでは、林道から30mセットバックさせて盛るということだが、具体的に断面で見ると林道から見たときに何度になるのか。自然公園のそばに、圧迫感のある構造物を造るというのはおかしいのではないか。上に出る部分は極力下げる方向ではないか。

それから、30mセットバックしたところを緑化するということだが、植樹して根が張っていくと遮水シートを破る可能性があるのではないか。植樹が本当にできるのか。安全を重視してやらなければいけない箇所に相当するのではないか。

もう一つ、展望台からの眺望について、あまり見えないということだが、資料によると一部見えている箇所がある。眺望点から見たときに、完全に見えないようにすべきではないか。

委員長： これについては、次回までに検討し、回答いただきたい。

委員： 近年、搬入実績が増えている13号廃棄物について、具体的にはどのようなものか。

事業者： 次回、回答したい。

委員： 調整池に降りるとモリアオガエルの卵塊があったり、カジカガエルもリストにあがっていたりするが、大雨の時にそういう生物相の攪乱がないか確認して欲しい。

委員： 今回の埋立面積と埋立量との関係だが、既設と比較すると面積に対して量が多い。耐震とも関係するかもしれないが、バランスが異なるもので、強度とか耐震とか大丈夫なのか。

事業者： 構造としては、より安全なものになっている。

委員： この施設の場合、大気に関しては重大な問題は起こらないと思うし、準備書の内容もほぼ妥当だと思う。もし調べることができるならお願いしたいのは、ほかの処分場では飛灰が飛散して周囲に有害物質を含んだ粒子が沈着して汚染を引き起こすことがあるので、この施設について、そういうことがないような配慮をしているのであれば、そのことについて記載して欲しい。

副委員長： 臭気については、民家から離れているので問題は起こらないと思うが、調査地点3で臭気濃度811という、極めて高濃度の悪臭が出ている。このような高濃度はあまり記憶にないので、そのあたり、原因について検討いただきたい。

委員長： 水質関係の配付資料を見ると、どうも中に入れた物がある時期から変わって

きているように感じるので、今までどういう物を処分してきたか、量を含めて同じように系列が見えてくるような、実績を示していただきたい。

それから、調査地点が具体的にどこかわかりにくい。特に調査地点1について、よく分かるような図を示していただきたい。

もう一つ、塩化物イオンが5,000mg/L ぐらいでも魚がいるという報告があるということだが、どういう種類の魚なのか明確に示して欲しい。

まだ色々あるとは思っているので、本日はこれで終了とし、次回も引き続きこの案件について審議したい。

- 以上 -